



アセットマネジメントOneが野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東の野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、アセットマネジメントOneが2月22日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「単体の株券等保有割合が1%以上変更したこと」によるもの。

報告書によると、アセットマネジメントOneの野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、6.14%と0.25%減少した。

報告義務発生日は、2019年2月15日。